

# 第2章

# 米 国

内国民待遇	37
(1) 港湾維持税	37
(2) 1920年商船法（ジョーンズ法）	37
数量制限	37
(1) 輸出管理制度	37
(2) 丸太の輸出規制	37
関税	38
(1) 高関税品目	38
(2) 時計の関税算定方法	38
アンチ・ダンピング	39
(1) バード修正条項（DS217/DS234）	39
(2) ゼロイング方式による不当なダンピング認定	39
(3) 日本製熱延鋼板に対するAD措置（DS184）	42
(4) 不当に長期にわたるAD措置の継続（サンセット・レビューの運用）	42
(5) 日本製厚板に対するAD調査	43
補助金・相殺措置	43
2014年農業法	43
セーフガード	45
太陽電池・大型洗濯機セーフガード	45
原産地規則	46
時計の原産地表示規則	46
基準・認証制度	46
(1) 自動車ラベリング法	46
(2) CAFE（企業平均燃費）規制	46
(3) メートル法（国際単位系）の採用について	46
サービス貿易	46
(1) 外国投資・国家安全保障法（旧エクソン・フロリオ条項）	46
(2) 金融分野の外資企業の参入規制	48
(3) 電気通信分野の外資企業の参入規制	48
(4) 海運分野の外資企業の参入規制	48
知的財産	48
(1) 商標制度（オムニバス法第211条）	48
(2) 著作権制度	49
(3) 関税法第337条	50

<b>政府調達</b> .....	<b>51</b>
<b>一方的措置・域外適用</b> .....	<b>52</b>
(1) 1974 年通商法 301 条及び関連規定.....	52
(2) 1962 年通商拡大法第 232 条.....	54
(3) スペシャル 301 条 (1988 年包括通商競争力法第 1303 条によって改正された 1974 年通商法第 182 条) .....	55
(4) 再輸出管理制度.....	56
<b>その他</b> .....	<b>56</b>
酒類容器の容量規制.....	56

## 内国民待遇

### (1) 港湾維持税

2016年版不公正貿易報告書 111 頁参照

### (2) 1920年商船法（ジョーンズ法）

2017年版不公正貿易報告書 67 頁参照

## 数量制限

### (1) 輸出管理制度

\*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

#### <措置の概要>

米国では、従前は「輸出管理法」に基づき輸出管理が実施されてきたが、現在は「国際緊急経済権限法」に基づき、安全保障上の理由がある場合、及び外交政策上の理由がある場合、国内での供給不足の場合に、一方的に農産物の輸出制限等の措置を発動することが可能となっている。輸出管理法に基づき発動された 1973 年の大豆・同製品の輸出禁止・制限や、1974 年、1975 年及び 1980 年のソ連、ポーランドに対する小麦の輸出規制等は、関係国に大きな影響を与えた。

#### <懸念点>

ウルグアイ・ラウンド合意により、農産品の輸入に関しては関税以外の国境措置を原則として関税に置き換え、削減することになった。これに比べ、農業協定第 12 条における輸出禁止・輸出規制に対する規律は、緩やかなものとなっており、透明性、予見性、安定性に欠けている。上記の措置は、国際ルールとの直接の抵触はないが、貿易歪曲的な効果を有するばかりではなく、輸入国の安定的な食料輸入を阻害することから、食料安全保障を確保する上でも問題がある。

#### <最近の動き>

WTO 農業交渉において、輸出入国間の権利・義務バランスの回復、及び食料安全保障の観点から、輸出禁止・制限措置の原則輸出税化等の規律の強化が必要である旨を日本提案に盛り込み、交渉を行っている。2008 年 12 月の農業のモダリティ議長案では、農業協定第 12 条 1 項の輸出禁止及び制限に係る規律を一部強化する案が示され、その後も、農業交渉会合、各国との二国間協議をはじめとする様々な機会をとらえ、輸出禁止・制限に対する規律強化の主張を展開している。

### (2) 丸太の輸出規制

#### <措置の概要>

米国は、マダラフクロウ等の保護を目的とした森林伐採規制により、丸太の国内需給が逼迫したことから、1990 年に発効した「Forest Resource Conservation and Shortage Relief Act of 1990（1990 年森林資源保全及び不足緩和法）」に基づく丸太輸出規制を開始し、現在、アラスカ・ハワイを除く西経 100 度以西の連邦所有林・州有林からの丸太輸出が禁止されている状態にある。ただし、政府が一定数量に限り、国内加工業者が活用しない余剰材として認定した場合には輸出可能としている。

#### <国際ルール上の問題点>

米国は、本措置について、有限天然資源の保存に関する措置（GATT 第 20 条（g））等に該当し、数量制限の一般的禁止を定めた GATT 第 11 条の例外として認められるとしている。しかし、本措置は、米国内の丸太取引が規制されていない中で丸太の輸出規制であるため、GATT 第 20 条（g）では正当化されず、GATT 第 11 条に違反する可能性がある。

#### <最近の動き>

近年、山火事等の自然災害の発生や米国内の木材需要の高まりにより、丸太の取引価格は高騰している。このため、米国産丸太の数量確保が困難な状況となっており、当該措置の是正等が求められている。上記措置については、引き続き、マルチ、バイなどの場を通じて今後は正をはたらきかけていく。

## 関 税

### (1) 高関税品目

\*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

#### <措置の概要>

現行の非農産品の単純平均譲許税率は 3.2%であるが、履物（最高 48%）、ガラス製品（最高 38%）、アパレル製品（最高 28.6%）、陶磁器（最高 28%）、毛織物（最高 25%）、トラック（25%）、皮革製品など（20%）、綿織物（16.5%）、チタン（15%）等の高関税品目が存在する。特にトラックについては、25%と非常に高く設定されており、輸入車が国産車に比して著しく厳しい競争条件の下に置かれているため、我が国としてもその引き下げに強い関心を有している。なお、非農産品の譲許率は 99.9%であり、2016 年の平均実行税率は 3.2%であった。

#### <懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、上記のようなタリフピーク（第 II 部第 5 章 1. (1)③参照）を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

#### <最近の動き>

IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012 年 5 月から ITA 拡大交渉が開始され、2015 年 12 月に妥結した。対象品目 201 品目の関税撤廃は 2016 年 7 月から順次開始され、2019 年 7 月には約 90%の関税が撤廃される予定。また、2024 年 1 月には、全 201 品目の関税が 54 メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第 II 部第 5 章 2. (2) ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。米国については、2016 年 7 月から関税撤廃を開始した。例えば、米国が関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、マイクロフォン等の部分品（8.5%）、双眼顕微鏡（7.2%）、フォトレジスト（6.5%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2019 年に

完全に撤廃されることになる。

### (2) 時計の関税算定方法

#### <措置の概要>

米国の時計完成品の関税算定方法は、諸外国には類を見ない独自のルールを採用し、部品ごとに関税額を計算し、合算することとなっている。このため、関税算定方法が複雑・不透明であり、煩雑な貿易手続となっている。

例えば腕時計の場合、税額を i) ムーブメント、ii) ケース（外装）、iii) ストラップ・バンド・ブレスレット、iv) バッテリーと個別に計算し、合算することになっている。完成品である腕時計を単体の製品として見る関税分類（8 桁）に対する関税率は設定していない。

また、これらの完成品構成部品は米国の 91 類関税率表で Statistical Notes により Statistical Suffix として HS コード 9 桁目・10 桁目が一方的に制定され、それに従うことが求められている。

当該ルールは、米国時計産業を保護する観点から制定されたという背景があり、輸入業者や消費者のためにも、規則を簡素化すべきとの意見も存在する。

#### <国際ルール上の問題点>

このような関税率の設定自体は、米国の譲許表に沿ったものであり、WTO 協定に違反するものではない。しかし、複雑な関税算定方法や HS コードの独自設定は貿易事業者に過度の負担を強いており、円滑な貿易を推進する上で障壁となっている。また、米国の算定方法は、機械式時計が主流の時代に機械式時計を前提としたものであり、電気駆動式時計にも拡大適用されたものであるが、機械式時計の流通は現在世界でごく僅かしかなく、流通実態を反映していない。

2002 年及び 2003 年の「日米規制改革イニシアティブ」において、本問題を議論し、2004 年 6 月に公表された報告書では、「米国政府は、時計の関税率算定方法及び原産地表示規制についての日本国政府の懸念を認識している。米国政府は、米国の関税制度の見直し及び原産地表示規制の見直しに関する日本国政府の立場並びに WTO で行われている議論を十分に考慮した上で日本国政府との議論を継続する」旨日米両首脳に報告されたが、実態として何も改善されていない。

### <最近の動き>

我が国は、2002年から今日に至るまで、「日米規制改革イニシアティブ」や「日米貿易フォーラム」、WTOにおけるTPR対米審査など、様々な場面・機会において改善・解決を求め続けてきたが、未だ解決に至っていない。米国においても、国内業者はアジアに製造委託しているため、我が国と同じ問題に直面していると推察できる。円滑な貿易を推進するためにも、今後とも引き続き米国に対して改善を求めていく。

なお、日本も交渉に参加していた環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）において、2015年の大筋合意により、腕時計に係る米国の関税は発効後即時撤廃される見通しとなっていたが、米国がTPP協定からの離脱を表明したため、本件は引き続き、課題として残ることとなった。

## アンチ・ダンピング

米国は、AD措置の伝統的なユーザーであり、1995年以降に発動したAD措置は395件であり（2016年12月31日時点）、先進国の中ではWTO加盟国で最多である<sup>1</sup>。

米国のAD措置は、調査当局による情報開示が積極的に行われているため、制度の透明性が高い<sup>2</sup>。このことにより、米国では、各利害関係者が調査の進捗や問題点を把握することを容易にし、利害関係者が自己の利益の擁護のため、意見・反論を提出する機会が確保されている。

一方、米国は、AD措置の運用そのものに関しては、一方的・保護主義的な側面も見受けられる。WTO発足以降、WTO紛争解決手続に基づく協議要請がされたAD関連の事案は124件あるが、そのうち54件が米国のAD措置を対象にしたものである<sup>3</sup>。今後とも、米国のAD措置の協定整合性を注視していくことが重要である。

我が国は、米国のAD措置の問題点として、バード修正条項、ゼロイング方式による不当なダンピング認定、長期にわたるAD措置の継続（サンセット・レビューの

運用）等、多くの問題に関して改善を求めてきた。ここでは、最近の主な事案について説明する。

### (1) バード修正条項（DS217/DS234）

2017年版不正貿易報告書70-72頁参照

### (2) ゼロイング方式による不当なダンピング認定

#### <措置の概要>

米国では、ある製品のモデルごと又は輸出取引ごとの輸出価格が国内価格より高い（ダンピングしていない）場合、加重平均値を算出する際にこの差を「ゼロ」とみなし、ダンピング・マージンを人為的に高く算出する方法が用いられてきた（図表I-3-1参照）。これをゼロイングという。

#### <国際ルール上の問題点>

ゼロイングについては、2001年3月、EUによるインド製ベッドリネンに対するAD措置の事案（DS141）において、上級委員会により、輸出価格の加重平均と正常価額の加重平均を比較してダンピング・マージンを算出する際（いわゆるW-W方式）にゼロイング方式を用いることがWTO協定不整合と判断された。しかし、米国は、ゼロイング方式がWTO協定違反であると認定されたのは、当該個別のケースに限られ（as applied）、ゼロイング方式そのもの（as such）がWTO協定違反とされたものではないとの立場をとり、引き続きゼロイング方式を適用していた。

そのため、ベアリング産業をはじめとする我が国産業は、ゼロイングを用いて算出された税率でAD課税を受けてきた。そこで、我が国は、2004年11月、日本製鉄鋼厚板やボール・ベアリングをはじめとする13件のAD措置における米国のゼロイング方式の適用及びゼロイング方式それ自体等がWTO協定違反であるとして、米国に対するWTO協議要請を行い（DS322）、さらに2005年2月にパネル設置を要請した。2007年1月、上級委員会は、我が国の主張を全面的に受け入れ、

<sup>1</sup> [https://www.wto.org/english/tratop\\_e/adp\\_e/AD\\_MeasuresRepMemVsExpCty.pdf](https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/AD_MeasuresRepMemVsExpCty.pdf)

<sup>2</sup> 例えば、米国商務省のウェブページ（<http://trade.gov/enforcement/operations/>）では、AD調査に関する法令、マニュアル、質問状のひな形などが公表されている。国際貿易委員会のウェブページ（[https://www.usitc.gov/trade\\_remedy/731\\_ad\\_701\\_cvd/investigations.htm](https://www.usitc.gov/trade_remedy/731_ad_701_cvd/investigations.htm)）でも、同様の資料が公表されている。

<sup>3</sup> WTOウェブページ参照（[https://www.wto.org/english/tratop\\_e/dispu\\_e/dispu\\_agreements\\_index\\_e.htm?id=A6#](https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_agreements_index_e.htm?id=A6#)）

次のような判断を行った。

### ①初回調査におけるゼロイング方式の適用 (as such)

ダンピング及びダンピング・マージンは、個々の取引ではなく調査対象産品全体との関係で認定されるのであり、正常価額と輸出価格の比較の全体を考慮しなければならないとして、初回調査におけるゼロイング方式の適用を AD 協定違反としたパネルの判断を支持し、米国が初回調査において個々の取引の比較に基づいてダンピング・マージンを算出する（いわゆる T-T 方式）際にゼロイング方式を適用することは、AD 協定 2.1 条、2.4 条、2.4.2 条に違反すると判断した。

### ②定期見直し等におけるゼロイング方式 (as such)

定期見直し等におけるゼロイング方式は AD 協定に違反しないと判断したパネルの判断を破棄し、上記①と同様の理由で、定期見直し手続におけるゼロイング方式は、輸出価格と正常価額との「公正な比較」を義務付ける AD 協定 2.4 条や AD 税の額をダンピングの価格差以下と規定した AD 協定 9.3 条等に違反すると判断した。

### ③定期見直し及びサンセット・レビューにおけるゼロイング方式の適用 (as applied)

米国の日本製品に対する AD 措置の定期見直し及びサンセット・レビューにおいてゼロイング方式を適用することは、AD 協定 2.4 条、9.3 条、11.3 条等に違反すると判断した。

### <最近の動き>

ゼロイング方式について、初回調査及び定期見直しを含む AD 手続全体を通じて AD 協定違反であることが、上記 DS322 等これまでのパネル及び上級委員会により判断されていた。しかし、AD 協定 2.4.2 条第二文で規定される「輸出価格の態様が購入者、地域又は時期によって著しく異なっていると当局が認め、かつ、加重

平均と加重平均又は個々の取引と取引とを比較することによってはこのような輸出価格の相違を適切に考慮することができないことについて説明が行われる場合」（これを「ターゲット・ダンピング」という。）には、「加重平均に基づいて定められた正常の価額を個々の輸出取引の価格と比較することができる」が、このような規定は、一部の輸出取引を取り出して正常価額と比較することを想定しているため、一部加盟国は、この規定の下ではゼロイング方式が許容されると主張していた。上記のとおり、パネル及び上級委は、過去の紛争においてゼロイング方式は AD 協定違反であると繰り返し判断していたものの、2.4.2 条第二文（ターゲット・ダンピング）の場合にゼロイング方式を適用することが AD 協定に違反するかどうかという論点については明示的な判断が示されていなかった。このため米国が多くの事例でターゲット・ダンピングを認定し、ゼロイング方式の運用を進展させていた。

韓国は 2013 年 8 月に、また、中国は同年 12 月に、それぞれ、米国がターゲット・ダンピングを認定した事案でゼロイング方式を適用したことは AD 協定違反であると主張して WTO 協議要請を行った（DS464, DS471）。その後、2016 年、DS464 の事案で上級委員会は、ターゲット・ダンピング認定のために個別の取引を無視する必要はなく、ゼロイング方式は 2.4.2 条第二文にも不整合であるとの判断を示した。

DS471 のパネルでも同様に、2.4.2 条第二文にはゼロイング方式を許容する文言はなく、ゼロイング方式は同条に違反するとの判断が示された。本事案では、ゼロイングに関する論点は上訴されておらず、ゼロイング方式をめぐる問題は一段落したともいえよう。

もともと、米国は従前より Nails Test、Nails Test II、Differential Pricing Analysis とターゲット・ダンピングを認定するための手法を変更・発展させながら、ゼロイング方式を継続してきた。今後も、米国によるターゲット・ダンピングの認定及びダンピング・マージンの認定手法の協定整合性を注視していく必要がある。

＜図表 I-2-1＞ゼロイング方式の適用によるダンピング・マージン算出の例

	国内価格 (\$)	輸出価格 (\$)	製品ごとのダンピング・マージン (\$)
製品A	115	95	20
製品B	80	70	10
製品C	100	150	-50 (ゼロイング方式の場合：0)
製品D	105	85	20
合計	400	400	

(各製品の国内販売量及び輸出量については、計算の都合上すべて「1単位」として計算)

(説明)

ゼロイング方式を適用しない場合、ダンピング・マージンは次のように計算される。

$$\text{ダンピング・マージン (\%)} = (\text{国内価格と輸出価格の差の加重平均}) \times 100 = \frac{20 + 10 - 50 + 20}{95 + 70 + 150 + 85} \times 100 = 0\%$$

したがって、ダンピングは生じていない。しかし、ゼロイング方式を適用すると

$$\text{ダンピング・マージン (\%)} = \frac{20 + 10 + 0 + 20}{95 + 70 + 150 + 85} \times 100 = 12.5\%$$

となり、ダンピングが創出されてしまう。

＜図表 I-2-2＞ゼロイング紛争に関する WTO パネル・上級委員会の判断一覧

		初回調査				定期見直し	
		W-W 方式		T-T 方式		As applied	As such
		As applied	As such	As applied	As such		
EU-インド製ベッドリ ネンAD (DS141)	上級委員会	違反	-	-	-	-	-
	2001年3月 報告書公表						
米国-カナダ産軟材AD (DS264)	上級委員会	違反	-	-	-	-	-
	2004年8月 報告書公表						
米国-EUゼロイング (DS294)	パネル	違反	違反	-	-	違反なし	違反なし
	2005年10月 報告書公表						
	上級委員会	-	-	-	-	違反	-
米国-カナダ産軟材AD (履行確認手続) (DS264)	上級委員会	-	-	違反	-	-	-
	2006年8月 報告書公表						
米国-日本ゼロイング (DS322)	パネル	違反	違反	-	違反なし	違反なし	違反なし
	2006年9月 報告書公表						
	上級委員会	-	-	-	違反	違反	違反
	2007年1月						

### (3) 日本製熱延鋼板に対する AD 措置 (DS184)

2016 年版不公正貿易報告書 122-124 頁参照。

### (4) 不当に長期にわたる AD 措置の継続 (サンセット・レビューの運用)

#### <措置の概要>

AD 協定 11.3 条は、当局において AD 課税の撤廃がダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす可能性があることと決定しない限り、AD 課税は 5 年間で失効 (サンセット) することとされている (サンセット条項)。米国の AD 法にもサンセット条項が規定され、サンセット・レビューが行われている。しかし、実態として多くの AD 措置が 5 年を超えて延長されている結果、2017 年 6 月末時点で、10 年以上措置が継続されている対日 AD 措置は 13 件ある (図表 I - 2-1)。

#### <国際ルール上の問題点>

上述のとおり、AD 協定 11.3 条は、サンセット・レビューにおいて措置継続の必要性 (措置を撤廃すれば、ダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす蓋然性があること) が認められない限り、AD 措置は 5 年で失効すると規定する。しかしながら、米国の対日 AD 措置に関しては、多くの案件で 5 年を超えて措置が継続されており、我が国は、米国のサンセット・レビュー制度の運用が AD 協定に不整合ではないかと懸念している。

我が国は、2002 年 1 月、我が国鉄鋼業界の関心が高い日本製表面処理鋼板に対するサンセット・レビューに関して、米国に対し WTO 紛争解決手続に基づく二国間協議を要請した (DS244)。その後、同年 5 月にパネルが設置され、審理が行われた。本件には、ブラジル、カナダ、チリ、EU、インド、韓国及びノルウェーが第三国参加した。

2003 年 8 月、パネルは我が国の主張を退け、米国が本サンセット・レビューにおいて WTO 協定に不整合な決定を行ったとは認められないとの判断を行った。我が国はこのパネルの判断を不服として、同年 9 月に論点を絞った上で上級委員会に上訴した。同年 12 月、上級委員会は我が国の法的主張を一部認めたものの、結論としては、パネルの事実認定が不十分であること等から、米国の調査決定が WTO 協定非整合であるとまでは判断できないとした。

#### <最近の動き>

現在の米国のサンセット・レビューの運用においても、当局は、世界的な需給状況、定期見直しやサンセット・レビューに対応する企業の費用対効果の事情を考慮することなく、「AD 措置が撤廃されれば、輸出が再開されてダンピングや損害が存続又は再発する」との推定の下に判断を行っているようにもみえ、AD 措置が長期間継続する要因の 1 つとなっている。

我が国は、2013 年以降、春・秋に開催される AD 委員会で長期継続措置の早期撤廃を求める等しており、今後も、AD 措置を原則 5 年で撤廃しなければならないと定める AD 協定 11.3 条を厳格に適用するとともに、WTO 協定に従った適切なレビューを行うよう要求していく。

<図表 I-2-3> 10 年以上措置が継続されている対日 AD 措置 (2017 年 6 月現在)

措置発動日	対象品目	継続期間
1978年12月8日	PC鋼より線	38年間
1987年2月10日	溶接管継手	30年間
1988年8月12日	真鍮板	28年間
1991年5月10日	グレイポルトランドセメント	25年間
1995年2月21日	ステンレス棒鋼	21年間

1996年7月2日	クラッド鋼板	20年間
1998年9月15日	ステンレス線材	18年間
1999年7月27日	ステンレス薄板	17年間
2000年6月26日	大径継目無鋼管	16年間
2000年6月26日	小径継目無鋼管	16年間
2000年8月28日	ブリキ及びティンフリー・スチール	16年間
2001年12月6日	大径溶接ラインパイプ	15年間
2003年7月2日	ポリビニル・アルコール	13年間

## (5) 日本製厚板に対する AD 調査

### <措置の概要>

2016年4月、米国政府は、オーストリア、ベルギー、ブラジル、フランス、ドイツ、イタリア、韓国、中国、南アフリカ、台湾、トルコ及び日本からの厚板に対する AD 調査を開始した。日本産品については、2017年3月にDOCがダンピング調査について最終決定を行い、同年5月にITCが損害調査について最終決定を行った。

### <国際ルール上の問題点>

本件調査の調査対象産品は厚板であるが、その中にはいわゆる工具鋼 (tool steel) が含まれる。厚板はラインパイプやボイラ・圧力容器、産業用機械向けの原板となる一方で、工具鋼は自動車部品の切削工具として利用されているなど、工具鋼はその他の厚板とは成分、用途、価格帯が異なっている。AD 協定では、損害の決定に当たって、調査対象産品が国内の同種の産品に量的・價格的に影響を与えるかどうかを考慮しなければならないとされている。本件では、我が国の被調査企業は、上記のような工具鋼とその他の厚板との違いから、調査対象産品の一部である工具鋼が同種の産品である国内産品やその生産者に影響を与えていないと主張していたが、ITC の最終決定では、工具鋼を含め対象輸出が国内産業に損害を及ぼしていると判断されており、AD 協定に違反していることが懸念される。

### <最近の動き>

2016年11月の公聴会及び2017年4月のAD委員会において、我が国は、上記国際ルール上の懸念点について指摘を行った。それにもかかわらず、米国は、2017

年5月にAD税賦課を決定した。わが国としては、産業界と連携しながら、米国のAD調査がWTO協定整合的に行われるよう、引き続き注視していく。

## 補助金・相殺措置

### 2014年農業法

#### <措置の概要>

米国では、1930年代に価格支持融資制度が導入され、1973年農業法で生産調整への参加を条件に目標価格と市場価格の差を補填する不足払い制度が導入された。1996年農業法(適用期間:1996~2002年度)では、市場価格に応じて支払額が変動する不足払い制度が廃止され、市場価格の水準に関わらず支払額が一定の直接固定支払い制度が導入された。

しかし、1997年以降、穀物価格の低迷等により農家が経済的に大きな影響を受け、直接固定支払いのみでは対応しきれなかったことから、1998年度分から2001年度分まで計4回、総額273億ドルの緊急農家支援策が実施された。

こうした状況を踏まえ、2002年農業法(適用期間:2002~2007年度)では、基本的に1996年農業法を踏襲しつつ、廃止された不足払いと同様に目標価格と市場価格の差を補填する価格変動対応型支払いが導入された。

2008年農業法(適用期間:2008~2012年度)では、2002年農業法を基本としつつ、新たに収入減少に対応した平均作物収入選択プログラムが導入された。

その後、2008年農業法の期限を控えた2011年から

次期農業法の議論が本格化した。連邦政府の財政赤字削減が求められる中、農業関係予算の削減幅を巡る与野党の対立や 2012 年 11 月の大統領選挙等の影響のため議論は難航し、次期農業法が成立しないまま 2012 年 9 月末で 2008 年農業法は失効した。このような状況の中で、2013 年 1 月に 2008 年農業法を 1 年間延長した上で、議論を継続し、2014 年 2 月に価格変動対応型支払い、直接固定支払い、平均作物収入選択プログラムの廃止と農業リスク補償、価格損失補償、補完農業保険の導入等を内容とする 2014 年農業法（適用期間：2014～2018 年度）が成立した。

### ①国内助成

2014 年農業法では、これまでの価格変動対応型支払い、直接固定支払い、平均作物収入選択プログラムを廃止し、新たに農業リスク補償、価格損失補償、補完農業保険を導入したほか、米伯綿花パネル裁定を踏まえ、綿花向けの新たな保険を導入した。価格支持融資制度については、綿花のみ米伯綿花パネル裁定を踏まえてローンレートを変更しているものの、基本的にはこれまでの制度が維持された。

#### (a) 農業リスク補償（2014 年農業法で導入）

農業リスク補償（ARC）は、当年収入が過去 5 年中 3 年の平均収入の 86%を下回った場合に、当年収入と平均収入の 86%の差を補填するプログラム。農業リスク補償は、平均収入の 10%が支払額の上限で、価格損失補償（下記②参照）との選択制となっている。

#### (b) 価格損失補償（2014 年農業法で導入）

価格損失補償（PLC）は、あらかじめ定められた目標価格を市場価格が下回った場合に、目標価格と市場価格の差（市場価格がローンレートを下回る場合はローンレートとの差）を補填するプログラム。過去の作付け実績に基づき支払われるなど基本的に廃止された価格変動対応型支払いと同様の制度であるが、価格変動対応型支払いと比べ、目標価格が大幅に引き上げられている。

#### (c) 価格支持融資制度（継続）

価格支持融資制度は、農家が作物を担保に商品金融公社（CCC）から短期融資を受ける制度で、市場価格がローンレートを下回った場合、農家は作物を引き渡すことで融資の返済が免除されるプログラム。2014 年農

業法では米伯綿花パネル裁定を踏まえ綿花のローンレートのみ変更しているが、基本的にこれまでの制度が維持されている。

#### (d) 補完農業保険（2014 年農業法で導入）

補完農業保険（SCO）は、農家が加入する農業保険で補償されない部分を補償する補完的な保険。農家が加入する農業保険の保証収入・収量と農業保険の基準収入・収量の 86%の差を補填。なお、農業リスク補償と併用することはできない。

### ②農産物輸出促進

1980 年代に入り、EU が深刻な農産物過剰を背景に補助金付き輸出を増加させたことに対抗するため、米国は 1985 年農業法で輸出奨励計画（EEP）、乳製品輸出奨励計画（DEIP）等の措置を導入した。しかし、WTO 等の国際的な場における輸出補助金に対する批判の高まりを受けてその支出額を削減してきており、2008 年農業法においては輸出奨励計画を廃止したほか、輸出信用保証計画の一部を廃止している。また、2014 年農業法においても、乳製品輸出奨励計画（DEIP）を廃止したほか、残りの輸出信用保証計画の保証期間を短縮している。

#### 輸出信用保証計画

輸出信用保証計画は、米国産農産物の輸出を促進するため、開発途上国向けの商業ベースの米国産農産物輸出に対して、商品金融公社（CCC）が債務保証を行う制度。2002 年農業法は、90 日間～3 年間の輸出信用取引に対して債務保証を行う短期輸出信用保証計画（GSM-102）及び 3～10 年間の輸出信用取引に対して債務保証を行う中期輸出信用計画（GSM-103）、米国農産物製品の輸入者に対する輸出業者の売掛金の一部の保証を行う供給者輸出信用保証計画（SCGP）及び新興市場における米国農産物の輸出促進を図るために輸入国での農業関連設備改善投資に対して債務保証を行う施設整備信用保証計画（FGP）の 4 種の信用保証計画が実施されていた。これらのうち GSM-103 及び SCGP については、2004 年の米伯綿花パネルの結果等を踏まえて 2006 年に中止され、2008 年農業法で廃止された。GSM-102 については、2008 年農業法で手数料の上限が撤廃され、2014 年農業法で債務保証期間の上限が 3 年から 2 年に短縮された。

## <国際ルール上の問題点及び最近の動き>

### ①国内助成

WTO ドーハ・ラウンド交渉の農業分野では、削減対象となる助成合計量（AMS）の削減ルールだけでなく、青の政策及びデミニミスを含む貿易歪曲的国内支持全体（OTDS）についても削減を求めるルールが議論されている。このような中、2014年農業法においては緑の政策に分類される直接固定支払いが廃止される一方、価格下落対策、収入保障対策が拡充された。2017年1月にはこれらの措置について、米国から国内支持通報がなされ、新しい農業リスク補償、価格損失補償、補完収入保険は黄の政策に分類された。AMS 自体は現行の約束水準を超えない額ではあるものの、今後議論される新たなルールとの整合性について注視する必要がある。

### ②農産物輸出促進

輸出補助金は、2014年農業法で全て廃止されたものの、輸出信用保証計画の活用を通じて、WTO 農業協定における規律の実効性が十分でない、輸出信用を多用することで、米国产農産物が輸出競争上有利となっている。本制度の下では、保証した債務が不履行となった場合には、CCC が債務を肩代わりすることになっており、制度上輸出補助金の迂回に極めて近い性格を有している。

なお、2015年12月のケニア・ナイロビでの第10回WTO 閣僚会議では、農業の輸出信用については、(i)「輸出信用」の定義の明確化、(ii)「最長償還期間」は18ヵ月以下とすること、(iii) 輸出信用プログラムは「自己資金調達」され、長期的に運営費用と損失をカバーすること、等について合意がなされた。

## セーフガード

### 太陽電池・大型洗濯機セーフガード

#### <措置の概要>

米国は2017年5月に太陽電池セル・モジュール、同年6月に大型家庭用洗濯機の輸入に対し、立て続けにセーフガード調査を開始し、同年、調査当局である米国国際貿易委員会（ITC）が大統領にセーフガード措置の発動を勧告した（太陽電池に関し2017年11月、大型洗濯機に関し同年12月）。2018年1月、トランプ

大統領はこれらの製品に対しセーフガード確定措置の発動を決定した。

このうち太陽電池に関する措置は、太陽電池セル・モジュールの輸入に対し4年間（2018年2月-2022年2月）従価税（1年ごと30%→25%→20%→15%）を賦課するもの（ただし、セルの輸入についてのみ、毎年2.5ギガワット分の関税割当（無税）が提供されている）。一部日本企業が米国市場へのセル・モジュールの輸出を行っており、関税負担による悪影響が懸念される。

#### <国際ルール上の問題点>

米国内企業の申請理由書、およびITC 調査報告書によれば、本件太陽電池セーフガード措置の主目的は、中国太陽電池メーカーが製造する低価格・低効率太陽電池の輸入急増への対応であるとされる。目的との関係に必要な限度においてのみ発動するというセーフガードの原則（セーフガード協定第5条第1項、GATT 第19条 第1項(a)）にかんがみれば、上記目的とは直接関係しない日本企業製造の高価格・高性能太陽電池については措置対象からの除外が検討されるべきであるが、現状、これらの高効率品も措置対象から除外されていない。

また、当初のITC 調査報告書（11月13日付）には、セーフガードの発動要件の一つとされる「事情の予見されなかった発展」（GATT 第19条第1項(a)）についての検討がなく、この要件について米国通商代表部（USTR）の要請でITCが追加報告書（12月27日）をまとめた経緯がある。同追加報告書は、過去数年にわたる中国企業に対するアンチ・ダンピング措置・補助金相殺関税措置が、中国企業が生産拠点の海外移転による課税回避をはかったため奏功しなかったこと等をもって「予見されなかった発展」を肯定した。しかし、企業が生産拠点の移転により貿易救済措置の潜脱をはかる事例は過去にもあり、セーフガードを基礎づける「予見されなかった発展」とはいえないとの指摘もありうるところである。

#### <最近の動き>

2018年1月の大統領決定後、主要輸出国の多くがこれを批判する声明を発表している。韓国は、大型家庭用洗濯機・太陽電池双方のセーフガード措置について、WTO 協定に不整合であると主張し、WTO 紛争解決手続の申し立てを示唆した。

我が国は、引き続き日本製品への影響の軽減に向け

て米国政府への働きかけを行う。

## 原産地規則

### 時計の原産地表示規則

#### <措置の概要>

米関税法で定める原産地表示規則では、個別の品目ごとの時計に関する原産地表示について、ムーブメント、バッテリー、ケース、バンド等の構成部品それぞれに原産地を表示することが要求され、かつ表示方法も詳細に定められている（打刻、彫刻、スタンプ、浮き出し表示等）。当該措置は時計製造業者等に製造管理上の過度な負担を強いるものであることから、我が国は米国に対し簡素化を求めている。

なお、当該ルールは、米国時計産業を保護する観点から制定されたという背景があり、輸入業者や消費者のためにも、規則を簡素化すべきとの意見も存在する。

#### <国際ルール上の問題点>

原産地表示自体が輸出国の商業及び産業にもたらす困難及び不便を局限しなければならぬようにすることを規定した GATT 第 9 条 2 項及び原産地規則協定の精神に照らし、簡素化が望まれる。

2002 年及び 2003 年の「日米規制改革イニシアティブ」において、米国に対し、簡素化を求める要望書を提出した結果、2004 年に公表された報告書では、「米国政府は、時計の関税率算定方法及び原産地表示規則についての日本国政府の懸念を認識している。米国政府は、米国の関税制度の見直し及び原産地表示規則の見直しに関する日本国政府の立場並びに WTO で行われている議論を十分に考慮した上で、日本国政府との議論を継続する」旨日米両首脳に報告がされたが、実態として何も改善されていない。

#### <最近の動き>

我が国は、2002 年から今日に至るまで、「日米規制改革イニシアティブ」や「日米貿易フォーラム」、WTO における TPR 対米審査など、様々な場面・機会において改善・解決を求め続けてきたが、未だ解決に至っていない。米国においても、国内業者はアジアに製造委託しているため、我が国と同じ問題に直面していると

推察できる。円滑な貿易を推進するためにも、今後とも米国に対して改善を求めていく。

## 基準・認証制度

### (1) 自動車ラベリング法

2016 年不公正貿易報告書 130-131 頁を参照

### (2) CAFE（企業平均燃費）規制

2016 年不公正貿易報告書 131 頁を参照

### (3) メートル法（国際単位系）の採用について

2016 年不公正貿易報告書 131-132 頁を参照

注) アラバマ州では、メートル法単独表示が認められている。

## サービス貿易

### (1) 外国投資・国家安全保障法（旧 エクソン・フロリオ条項）

\*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

#### <措置の概要>

2007 年外国投資・国家安全保障法（“Foreign investment and National Security Act of 2007”）は、外国人（企業）による米国企業の取得・合併・買収を調査し、米国の国家安全保障を損なうおそれのある取引を停止又は中止する権限を大統領に与える法律である。

本法は、一般に「エクソン・フロリオ条項」として知られる、国家安全保障の懸念に関する外国投資の審査を取り扱う法律である 1950 年国防生産法の第 721

条を改正したものである。改正による大きな変更点としては、米国外国投資委員会(省庁間委員会、Committee on Foreign Investment in the United States(CFIUS))を法定設置機関としたこと、審査基準の見直し(基幹インフラや基幹技術への影響等を追加)や議会監視の強化(個別案件の審査結果を議会に通知)等が図られたことである。

本法に基づく手続きの具体的な流れは、当事者の自発的な申し立てもしくはCFIUSの委員の要請により、CFIUSが調査実施の適否を審査し、必要があれば調査を実施して大統領に報告を行う。大統領は、同報告を受けて、投資案件の停止又は中止の決定を判断する。

これまで、我が国企業が米国企業買収等を行う際、CFIUSにより調査が行われ、当初の計画の修正を迫られたケースがある。例えば、2006年に、東芝による米原子力プラントのウェスチングハウス社の買収に際して、同条項に基づくCFIUSの審査が行われた例がある。

#### <懸念点>

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ

整備されていないが、サービス貿易に関してはサービス協定が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。同協定は一定の要件の下で国家安全保障上の例外を認めており、本法そのものはWTO協定違反となるものではないと考えられるが、米国は、同協定に整合的に自国の投資規制措置を運用する必要がある。

#### <最近の動き>

我が国は、従来から外国投資審査の運用における透明性及び公平性の問題点を指摘してきた。

2015年のCFIUSから議会への外国投資審査に係る報告書によると、2015年中にCFIUSから143件の通知が出され、我が国企業が関与したケースが12件であるとされている(143件中、66件に関し審査と調査が行われたとされている。)2013年には、ソフトバンク社によるミスプリント・ネクステル・コーポレーションへの投資に対して、CFIUSの審査が行われた。今後とも同法が我が国企業の米国への投資に不公正な影響を及ぼすことがないよう、注視が必要である。

#### (参考) 「外国投資・国家安全保障法」に基づくCFIUSの審査等の実施状況

対象取引、取り下げ、大統領の決定の件数 (2013～2015年)							
対象年	通知件数		審査期間中の 通知取り下げ 件数	調査件数	調査中の通知 取り下げ件数	大統領決定数	
		うち日本から の投資対象					
2013年	97	18	3	48	5	0	
2014年	147	10	3	51	9	0	
2015年	143	12	3	66	10	0	
合計	387	40	9	165	24	0	
日本の通知対象取引態様別件数 (2012～2014年)							
製造業	鉱業、公共事業、 建設業		卸売業、小売業、 運輸業		金融業、情報通信業、 サービス業		合計
20	5		4		12		41

(『CFIUS ANNUAL REPORT TO CONGRESS (public/unclassified version)』より、経済産業省作成)

## (2) 金融分野の外資企業の参入規制

2017 年版不正貿易報告書 79 頁参照

## (3) 電気通信分野の外資企業の参入規制

\*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

### <措置の概要>

米国は、連邦通信法第 310 条において、無線局免許に関する外資規制（直接投資は 20% まで、間接投資は 25% まで（ただし、間接投資は、公共の利益にかなう場合はその限りでない））を維持している。

無線局免許に関する外資参入については、まず、1996 年の「外国企業参入に関する命令（Foreign Carrier Entry Order）」において、「公共の利益」審査として、当該外国企業の母国における市場開放の程度が米国と同等であることを要する（同等性の確認審査）とともに、大統領府から提起される、国家安全保障、法執行、外交政策、通商政策上の懸念を含む、その他の公共の利益の要素を考慮した上で、投資比率上限を上回る投資を認めていた。

1997 年 2 月の WTO 電気通信基本合意で、米国は直接投資 20% のみを留保し、間接投資は撤廃することを約束したことを踏まえ、間接投資については、WTO 加盟国に対する同等性審査を廃止し、外国資本参入に関する米国連邦通信委員会（FCC）規則（1997 年 11 月）において、WTO 加盟国からの投資は 25% を超える場合でも「公共の利益にかなう」との反証可能な推定を及ぼすことで、原則、参入自由とする解釈変更を行ったものの、いまだ規制の撤廃の実現には至っていない。外国電気通信事業者による柔軟なネットワーク構築等を確保するためには、撤廃されることが望まれる。また、上述の FCC 規則で定める連邦通信法第 214 条及び第 310 条 (b) (4) に関する外国事業者等の米国市場参入に当たっての「公共の利益」の審査基準のうち、「通商上の懸念」、「外交政策」、「競争に対する非常に高い危険」といった、電気通信政策に関わらない事項に基づく事前審査は、事業者の参入期間や予見可能性

を阻害するものであり、外国企業が参入するに当たり実質的な参入障壁が存在している。実際にも、過去に日本企業への認証の遅延等の問題があった。

さらには、これらの公共の利益の審査に際し、関係省庁で構成される「Team Telecom」と呼ばれる組織による審査が実施されることも、法令上の根拠がなく、審査内容も不透明である。

事業者の参入機会や予見可能性を確保するため、これらの審査基準も撤廃ないし明確化されることが望ましい。

### <懸念>

法令解釈の変更により、WTO 加盟国に対して公共の利益の推定を及ぼし、原則、参入自由であるとする上記の措置は、無線局免許に関する間接投資を「制限しない」とするサービス協定上の約束に反しない限り WTO 協定違反となるものではないが、WTO 及びサービス協定の精神に照らして、自由化が行われることが望まれる。

### <最近の動き>

これまで、我が国は様々な機会を捉えて、上記の問題提起と改善要望を米国政府に対して行っている。なお、米国連邦通信委員会（FCC）においては、2012 年 8 月に連邦通信法第 310 条 (b) (3) に基づく直接投資に係る規制の適用を差し控えることを決定するとともに、同条 (b) (4) に基づく間接投資に係る規制についても、2013 年 8 月には公衆通信業務用無線局について、2017 年 4 月には放送局について一部手続を明確化するなどの動きが見られる（ただし、これらの動きは規制を撤廃するまでの措置ではない）。

## (4) 海運分野の外資企業の参入規制

2017 年版不正貿易報告書 81-82 頁参照

## 知的財産

### (1) 商標制度（オムニバス法第 211 条）

問題点の改善に向けた特段の動きはなく、問題点を

含め 2017 年不公正貿易報告書 82-83 頁を参照。

現在、我が国に直接の利害が及ぶ点は認められないが、WTO 協定実効性確保の見地から、米国の WTO 勧告の履行の取組につき引き続き注視していく必要がある。

## (2) 著作権制度

### ①ビデオゲームに係る貸与権の明確化

#### <措置の概要>

TRIPS 協定第 11 条は、著作者に対してコンピュータ・プログラムの著作物について公衆に商業的に貸与することを許諾する権利を付与すべき旨規定している。米国著作権法第 106 条 (3) 及び第 109 条 (b) は、コンピュータ・プログラム一般について貸与権を付与しているものの、同条 (b) (1) (B) (ii) は、ゲーム専用機と一体不可分となったビデオゲームのプログラムについて、貸与権付与の対象から除外しており、ビデオゲームのプログラムについては貸与権の保護が制限されている。

#### <国際ルール上の問題点>

米国著作権法のこのような規定は、コンピュータ・プログラム一般について貸与権の付与を義務づける TRIPS 協定第 11 条に違反する可能性がある。

#### <最近の動き>

2007 年 10 月の日米規制改革イニシアティブの要望書において、速やかに国内著作権法を改正し、あらゆるビデオゲームのプログラムについて貸与権を付与する明確な規定を設けるよう要請したが、法改正等の対応はなされておらず、引き続き米国の対応を注視する必要がある。

### ②著作権の例外（著作権法第 110 条 (5) (b)）

#### <措置の概要>

米国の著作権法第 110 条 (5) (b) は、床面積の小さな店舗や小規模のテレビ、スピーカーのみを有する店舗の場合、著作者の公の伝達に係る権利に、一定の例外を認める旨規定している。

#### <国際ルール上の問題点>

これに対して EU は、米国の著作権法第 110 条 (5) (b) 等の規定は、TRIPS 協定第 9 条及び第 13 条に違反するとして、次のように主張して、パネル設置を要

請した。

①TRIPS 協定第 9 条 1 項は、ベルヌ条約第 1 条から第 21 条を準用しており、ベルヌ条約第 11 条においては、音楽等の著作物の著作者が公の伝達を許諾する排他的権利を享有すると規定している。ベルヌ条約のこれらの規定については例外として小留保 (minor reservation) の範囲内で著作権を制限することが慣習的に許容されているが、米国著作権法の規定は、この小留保を含むベルヌ条約のいかなる例外にも合致しない。

②TRIPS 協定第 13 条は「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合」には、著作者の排他的権利を制限できる旨規定しているが、米国著作権法の規定は、この例外に合致しない。

EU の申立てにより 1999 年 5 月にパネルが設置され（我が国を始めとして豪州、カナダ、スイス、ブラジルが第三国参加した）、パネルは 2000 年 6 月 15 日、著作権法第 110 条 (5) (b) は、TRIPS 協定の定める正当な例外に該当するものとは言えないとし、米国の TRIPS 協定の義務履行違反を認め、TRIPS 協定に整合的な措置をとることを勧告する報告書を提出した。

#### <最近の動き>

この勧告の実施に関して、2001 年 1 月、同年 7 月までにパネル勧告を実施すべきとの仲裁がなされた。その後、米国は法改正に至らなかったため、賠償や対抗措置を巡る仲裁が行われ、2003 年 6 月に米国が EU に 330 万ドルの財政援助をする形で賠償するとの暫定的合意に達したが、合意期限の 2004 年 12 月 21 日までに状況は改善されず、その後も WTO 紛争解決機関 (Dispute Settlement Body) の定例会合 (2017 年 11 月ほか) において進捗報告がなされているものの、未だ法改正に至っていない。パネル勧告の実効性にも関わる問題であり、引き続き注視する必要がある。

### ③保護を受ける実演の対象の拡大

#### <措置の概要>

米国著作権法 1101 条は、固定されていない実演の保護の対象は、生の音楽実演の音声若しくは音声及び映像 (the sounds or sounds and images of a live musical performance) に限定されており、生の音楽実演以外の生実演については保護が及んでいない。このため、生の音楽実演以外の生実演、例えば、我が国の

実演家が米国で落語や演劇の実演を行った場合等には、当該実演は米国における著作権法の保護対象とならない。

#### <国際ルール上の問題点>

TRIPS 協定第 14 条は、保護の対象となる生の実演を音楽実演 (musical performance) に限定していないので、米国著作権法 1101 条の規定は、TRIPS 協定整合性について疑義がある。

#### <最近の動き>

今後、我が国の実演家による実演の流通が増加すると考えられるところ、我が国実演家の権利の米国における適正な保護を図る観点から、2008 年 10 月の日米規制改革イニシアティブの要望書において、米国著作権法における実演の保護対象を視聴覚的実演全体に拡大し、更に、実演家に係る諸権利を著作隣接権としてその保護を強化することを要望している。

なお、このほか「WIPO 著作権条約 (WCT)」及び「WIPO 実演・レコード条約 (WPPT)」において、それぞれ著作作者、実演家及びレコード製作者に対して認められている「利用可能化権」(著作物等のインターネットによる送信の際、サーバーへのアップロードなどにより「公衆のそれぞれが選択する場所及び時間において著作物等を利用可能な状態にすること」に関する権利。いわゆる「アップロード権」) について、米国の運用が不明確という問題もある。すなわち、米国はこの権利を著作権法上明記しておらず、頒布権 (著作権法 Section106(3)) により本権利を担保していると考えられるところ、著作物の違法コピーを公衆に履行可能な状態にただけでは頒布権違反を構成しない、との解釈につながり得る判例も存在しており (Atlantic Recording Corp. v. Howell, 554 F. Supp. 2d 976 (D. Ariz. 2008))、本来 WCT や WPPT 上認められるべき利用可能化権が保護されていないおそれがあるところ、この利用可能化権に関する米国の判例等の運用について引き続き注視していく必要がある。ただし、米国著作権局は 2016 年 2 月に利用可能化権に関するレポートを發出し、米国において「利用可能化権」は著作権法上の「頒布権」で完全にカバーされており、アップロードしただけでダウンロードされていない状態でも頒布権が及ぶ、等の見解を示しているところである。

### (3) 関税法第 337 条

#### <措置の概要>

1930 年米国関税法第 337 条は、輸入における不公正措置によって米国に確立している産業に損害が生ずる場合 (特許権、商標権、著作権、半導体回路配置侵害事件については、1988 年包括通商競争力法による改正により、損害要件は不要となった) に、不公正輸入慣行に係る外国からの輸入品を排除したり、不公正慣行の差止めを命じたりするものであり、知的財産侵害のケースに最も頻繁に用いられてきた (図表 I - 2-2 参照)。

#### <国際ルール上の問題点>

ITC の排除命令は物に対して行われるため、被提訴人ではない第三者でさえも、米国に輸入することが出来なくなってしまう等の強力な制限であるにも関わらず、ITC の手続きは、①裁判よりも調査期間が短く、被提訴人は反論の十分な準備期間が確保できない、②提訴人は、権利侵害品が国内品ならば米国内の裁判所にしか提訴できないが、外国品ならば裁判所だけでなく ITC にも提訴できるため、被提訴人の応訴負担が大きい等の理由から、米国関税法 337 条は GATT 第 3 条 4 項の内国民待遇規定に違反するとして EC が 1987 年 GATT に提訴した。これに対し、特許等の知的財産権を侵害する商品の輸入を排除すること自体は、GATT 第 20 条 (d) により一定の制約の下に認められているが、関税法第 337 条の手続きは、上記諸点に鑑み、被疑侵害輸入製品に対して同種の米国製品に対して与えられる連邦地方裁判所手続における待遇よりも不利な待遇を与えるものであり、GATT 第 3 条 4 項の内国民待遇規定に違反し、また、その違反は GATT 第 20 条 (d) の例外として正当化できないとのパネル報告が、1989 年 11 月、GATT 理事会で採択された。

しかし米国は、このような GATT 違反であるとする明白かつ断定的な報告の採択後も従前の手続を維持し、本条項に基づき頻繁に調査を行ったため、我が国は、これを極めて重大な問題であるとして、GATT 理事会等の場で改善を求めてきたところである。

#### <最近の動き>

1994 年 12 月成立のウルグアイ・ラウンド実施法に

よる改正により、上記パネルで指摘された問題点は概ね改善されたものと考えられ、これはウルグアイ・ラウンド交渉の成果と考えられる。

もっとも、最終救済までの期間制限については撤廃されたが、ITC 調査開始から 45 日以内に最終決定のための目標日を定めることとしており、その運用において輸入産品に対し差別的な取り扱いがなされるおそれがある。また、この措置について、2000 年 1 月 12 日、EU から二国間協議要請が提出されており、我が国としても本措置の動向に引き続き十分に注視していく必要がある。

また、ITC は 2013 年 6 月 24 日に調査の短期化を目指すためのパイロットプログラムを導入した。同プロ

グラムにおいては、調査決定を 100 日以内に下すとされ、そのスケジュールに基づき、調査の各段階でタイムラインが設定されている。本プログラムは 2016 年 5 月 11 日付けの調査に 3 回目の適用がなされ、実際に 100 日以内に調査が実施されている。また、2016 年 10 月 19 日付けの調査に際しても同プログラムが適用されており、2017 年 2 月 8 日の調査開始から 100 日以内に最初の決定が下されている。

本プログラムが開始されてから、関税法第 337 条による調査が 200 件ほど実施されているが、そのうち本プログラムの適用が検討されたのは 6 件に過ぎず本格的に導入されるかは不明であり、今後の正式導入等の動きについて注視していく必要がある。

<図表 I - 2 - 2> 関税法第 337 条による調査開始件数の推移

発動日	調査開始件数
2003年	18 (2)
2004年	26 (4)
2005年	29 (3)
2006年	33 (2)
2007年	35 (5)
2008年	41 (10)
2009年	31 (10)
2010年	56 (10)
2011年	69 (20)
2012年	40 (10)
2013年	42 (6)
2014年	39 (6)
2015年	36 (3)
2016年	54 (3)
2017年	57 (15)

## 政府調達

### <措置の概要>

米国では、連邦及び一部の州が政府調達を行う場合に、米国産品の購入又は米国製資材の使用を義務付けるルールを採用している（いわゆるバイ・アメリカン）。

バイ・アメリカンの仕組みとしては、バイ・アメリカン法 (Buy American Act)、とバイ・アメリカ法 (Buy America Act) がある。

バイ・アメリカン法は、1933 年から施行されており、連邦政府による政府調達において米国産品を優遇することを定める。バイ・アメリカン法は、連邦調達規則 (Federal Acquisition Regulation: FAR) に基づいて

実施されており、物品調達の場合には外国産品について 6-12%をその入札価格に上乘せし、公共事業の場合には外国製資材の 6%をその入札価格に上乘せすることによって、米国産品を優遇している。

バイ・アメリカン法は適用が除外される場合があり、通商協定法 (TAA) は、米国が通商協定を締結する国の産品について、バイ・アメリカン法を適用しないことを認めている。すなわち、WTO 政府調達協定の加盟国や米国が自由貿易協定を締結する国を「指定国」として、米国が「指定国」との間で政府調達における内国民待遇を約束する範囲の物品・サービスの調達については、バイ・アメリカン法の適用が除外されている。ただし、「指定国」の産品であるといえるためには、当該産品がすべてその国の中で製造されたか又は実質

的に変化されたといえなければならないとされている。

バイ・アメリカ法は、バイ・アメリカン法とは異なる仕組みであり、州政府が連邦政府の補助金を用いて実施する大規模な運輸及びインフラ事業について、その事業に用いられる鉄鋼等が米国製であることを求めるものである。バイ・アメリカ法は、連邦道路管理局 (Federal Highway Administration: FHWA)、連邦運輸局 (Federal Transit Administration: FTA)、連邦鉄道局 (Federal Railway Administration: FRA)、連邦航空局 (Federal Aviation Administration: FAA) など機関ごとのルールによって実施されている。例えば、連邦運輸局が所管する連邦資金を用いた事業については、米国内で生産された鉄鋼等が用いられなければならないとされている。それらの鉄鋼等が米国内で生産されたといえるためには、すべての製造過程が米国内で行われており、かつすべての部品が米国製でなければならないとの基準が設けられている。ただし、二次部品 (従属部品) が外国製であることは問題とされていない。

バイ・アメリカ法には、米国が締結する国際協定上の義務は適用がないとされている。背景として、米国は、WTO 政府調達協定において、連邦資金を用いた大規模な交通及び道路事業については、同協定の適用の留保を付していることがある。米国の多くの大規模事業は、少なくとも一部に連邦資金が用いられていることから、当該留保によって米国が他国の供給者に内国民待遇を与えないことが許容されている実情がある。

### <国際ルール上の問題点>

上記<措置の概要>のとおり、米国には政府調達において国内産品を優遇したり国内産品以外の調達を禁止したりする制度があり、その実施の方法によっては WTO 政府調達協定をはじめとする国際ルールに抵触するおそれがある。

### <最近の動き>

#### (a) 次期陸上交通再授権法 (Fixing America's Surface Transportation: FAST Act)

次期陸上交通再授権法は、バイ・アメリカ法の改正法である。同法は、列車制御、牽引動力装置、試作車などを含む車両に対する国内産品の使用の義務づけを強化するもので、調達する車両の原価において、2016

年及び 2017 年は国産部品の占める割合を 60%以上、2018 年及び 2019 年は 65%以上、2020 年以降は 70%以上であること、車両の最終組立を米国内で行うこと等の条件を満たすことを求めている。

#### (b) ニューヨーク州、テキサス州におけるバイ・アメリカン及びバイ・アメリカの導入の動き

ニューヨーク州では、2017 年 6 月に、一定額を超える物品又はサービスの調達において州機関に米国産品の購入を求めるニューヨーク・バイ・アメリカン法 (New York Buy American Act) が議会で可決され、同年 12 月にニューヨーク州知事の署名を経て立法された。

また、テキサス州でも、バイ・アメリカ法を強化する立法が 2017 年 5 月に州議会で可決されている。連邦法におけるバイ・アメリカとの大きな違いは、事業コストが増加する場合のバイ・アメリカの適用除外に関して、連邦法では米国製の鉄鋼を用いることで事業のコストが 0.1%ないし 2500 ドル増加する場合には米国製品の使用が義務づけられなくなるが、州法では、事業コストが 20%増加しない限り、バイ・アメリカの適用が除外されない点にある。

いずれの立法も、連邦のバイ・アメリカ法について州レベルのバイ・アメリカの適用除外を狭めるなどするものである。前述のとおり WTO 政府調達協定における留保により、バイ・アメリカが直ちに我が国との関係で同協定違反になるものではないものの、州レベルの動向でも、国内産品の優遇や調達の義務づけが国際ルールに抵触しないかどうかを慎重に見極めていく必要がある。

## 一方的措置・域外適用

### (1) 1974 年通商法 301 条及び関連規定<sup>4</sup>

#### <措置の概要>

1974 年通商法 301 条 (Section 301 of the Trade Act of 1974) は、通商協定における米国の権利が侵害されている場合、外国の措置や政策等が通商協定の規定に違反し又は不整合である場合等に、一定の措置を講じる権限を USTR (通商代表部) に対して与えている。

<sup>4</sup> (1) 及び後述の (2) の記述は、2018 年 4 月 25 日時点のものである。

なお、同条の過去の改正については、2016年版不公正貿易報告書を参照されたい。

### 〔調査手続〕

USTR は、(i) 利害関係者の申立て又は職権により当該行為についての調査を開始し(302条)、(ii) 調査開始と同時に当該対象国に対し協議を要請し(303条)、(iii) 調査開始後一定の期間内(通商協定に関する調査の場合は紛争解決手続終了時点から30日以内又は調査開始から18か月以内のいずれか早い方、その他の場合は調査開始から12か月以内)に措置の原因となる行為等の存否及び採るべき措置の内容を決定し(304条)、(iv) 措置の決定後原則として30日以内(180日の延期可能)に同措置を実施する(305条)。

### 〔制裁措置の理由〕

#### 措置の発動が義務的とされる場合(301条(a))

通商協定における米国の権利が侵害されている場合、外国政府の措置や政策等が通商協定の規定に違反し又は不整合である場合等には、USTRは、原則として措置を発動しなければならない。

#### 措置の発動が裁量的とされる場合(301条(b))

外国の措置や政策等が不合理(unreasonable)又は差別的(discriminatory)なものであって、米国の商業に負担又は制限となり、かつ米国による措置が適切である場合には、USTRは措置を発動しなければならない。

外国の措置等が不合理(unreasonable)である場合について、「ある行為、政策、慣行は、必ずしも米国の国際法上の法的権利に対する侵害又は不遵守に至らなくとも、不公正かつ不均衡であれば不合理である」と規定されている(301条(d)(3)(A))。

また、外国の措置等が不合理である場合の例示として、企業設立の機会の侵害、知的財産権の適切な保護の拒否等が挙げられている(301条(d)(3)(B))。

### <国際ルール上の問題点>

1998年11月、EUは、1974年通商法304条等に基づく手続は、WTOパネルの判断又はWTO紛争解決機関(DSB)の承認を経ずに米国政府による一方的な判断又は措置発動を許す余地があるとして米国に対し協議を要請した。協議はまとまらず1999年3月にはパネルが設置され、我が国はEU側に立って第三国参加を行った。

2000年1月の紛争解決機関(DSB)会合にて、パネル報告書(WT/DS152/R)が採択された。

パネルは、1974年通商法304条等に関し、文言自体からはDSU23.2条に反するおそれがあるが、米大統領が作成した同法に関する解釈指針(Statement of Administrative Action)や米国政府のパネル会合における声明(これらの規定をWTO協定上の義務と整合的に運用するとの声明)を併せ考慮すると、WTO協定違反とはいえないと判断した。このような判断は、米国がパネル会合において行った声明を将来にわたり遵守することが前提となっている以上、今後の米国による運用を引き続き注視していく必要がある。

### <最近の動き>

米国通商代表は、2017年8月18日、中国の強制的な技術移転等について301条調査を職権開始した。今回の調査対象として、特に以下の4措置が挙げられている。

#### (a) 強制的な技術移転

中国政府は、不透明・裁量的な行政承認プロセス、合弁事業要件、外国株式制限、政府調達、及び米国企業の中国事業に規制・介入するための様々な手法を用いて、中国企業への技術・知財の移転を要求しているとされている点を調査する。

#### (b) ライセンス契約等における特定条項の強制

契約に一定内容の条項(補償、改良技術の権利等についての条項)を入れ込むことを強制するなど、中国政府の法律・政策等により、米国企業が中国企業とライセンス交渉やその他の技術関連交渉を行う際、市場ベースの条件を設定する能力が奪われ、米国企業の中国における技術支配力が弱められているとされている点を調査する。

#### (c) 組織的な米国企業の買収

最先端の技術・知財を取得するとともに、産業計画に重要な分野において大規模な技術移転を生み出すため、中国政府が、中国企業による米国企業への投資や買収を指揮又は不当に促進しているとされている点を調査する。

#### (d) 営業秘密の窃取等

中国政府が、米国の商用コンピュータネットワーク

への不正侵入や、サイバー空間を利用した知財、営業秘密、企業の機密情報の窃取を実行・支援しているか、その行為が米国企業に害を及ぼし中国企業や中国の商業分野に競争優位をもたらすかという点を調査する。

2018年3月22日、トランプ大統領は、上記中国の措置が、不合理又は差別的なものであって、米国の商業に負担又は制限となっていると認定した米国通商代表の調査結果を受け、以下の措置をとるよう指示した。

- 米国通商代表は、25%追加関税を賦課する品目リストを公表する。
- 米国通商代表は、WTO紛争処理手続を通じて、中国の差別的な技術ライセンスの慣行に対処する。
- 財務省は、米国のセンシティブな技術に対する中国の投資規制を提案する。

上記指示を受け、2018年3月23日、米国通商代表は、内外差別的な技術ライセンス規制を課す中国技術輸出入管理条例はTRIPS協定の内国民待遇義務(TRIPS協定3条)等に違反する可能性があるとして、WTO協議要請を行った。また、4月3日、米国通商代表は、関税賦課の品目リストを公表した。同リストには、航空宇宙関連、ICT、ロボティクス、産業機械、医薬品等、1300品目(500億ドル規模)が掲載されている。今後、パブリックコメント手続及び公聴会を経て、最終賦課措置の決定される予定。

上記対応を受け、中国は、2018年4月4日、米国原産の大豆、自動車、化学工業品など14種類106品目に25%の追加関税を課すことを決定した(実施期日は別途発表予定)。また、同日、米国の関税措置は譲許義務(GATT2条)等に違反する可能性があるとして、WTO協議要請を行った。

トランプ大統領は、2018年4月5日、中国の対応を受け、米国通商代表に、対中報復措置(1,000億ドル相当)の検討を指示した。

なお、その他の、最近の主な通商法301条に基づく調査開始事例については、2016年版不正貿易報告書を参照されたい。

## (2) 1962年通商拡大法第232条

### <措置の概要>

米国大統領は、1962年通商拡大法232条(Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962)に基づき、輸入製品が米国の国家安全保障に脅威を与える場合、禁輸、関税引上げ、関税割当、数量制限等の輸入調整

措置をとることができる。大統領の措置の前提として、商務長官が、当該製品による国家安全保障上の脅威の有無を調査し、調査開始から270日以内に、大統領に対し、調査報告を行う(国家安全保障上の問題が認められると判断した場合には、その旨報告し、輸入調整を行うかについて勧告する)。

大統領は、商務長官から国家安全保障上の脅威があるとの報告を受けた場合、90日以内に、かかる調査報告に同意するか、および、何らかの輸入調整を行うか否かを判断する。何らかの輸入調整(禁輸、関税引上げ、輸入数量制限、関税割当、輸入を制限するための交渉開始等)を決定した場合、15日以内に実施することとされている。

### [調査手続]

商務長官は、(i)関係省庁の長官、利害関係者の申立て又は職権により、対象輸入品による国家安全保障に対する影響について、調査を開始し(232条(b)(1)(A))、(ii)国防長官に対し、即座に調査開始を通知する(同(B))。商務長官は、調査の過程において(i)国防長官と、本件調査の方法と調査に関連して生じる政策上の問題について協議し、(ii)適切な米国当局者から情報・助言を求め、協議し、(iii)適切であれば、合理的通知を行い、公聴会またはその他の方法で、利害関係者から調査に関する情報または助言を受ける機会を設ける(同条(2)(A))。商務長官の求めがあった場合、國務長官は調査対象製品の国防上の必要性について意見を出さなければならない(同(B))。

商務長官は、本件調査開始後270日以内に、大統領に対し調査報告書を提出しなければならない。輸入品により国家安全保障を損ねる恐れがあると認定した場合、その旨、大統領に報告しなければならない(同条(3)(A))。機密情報を含まない調査報告書は、連邦官報で公表しなければならない(同(B))。

### <国際ルール上の問題点>

米国による1962年通商拡大法232条(国防条項)に基づく輸入制限措置に関し、譲許表を超えた関税の引上げは2条(関税譲許)、禁輸や数量制限は11条(数量制限)などに不整合となりうる。これに対し、米国は、GATT21条(安全保障例外)を援用する可能性がある。

GATT21条については、加盟国が同条を援用した場合にパネルは同条に関する審査権を有するかが論点とな

っている。本問題に関しては、加盟国間でも主張が大きく分かれており、米国等は GATT21 条が自己規律的 (self-judging) 条項であるとし、パネルには審査権がないと主張している。また、米国は、安全保障に関する問題は政治問題であり、WTO における紛争解決手続で解決することはできない、とも主張する。

GATT21 条の解釈については、先例がない。この点、同条を広く解釈し、安全保障例外を過度に広範に認めることは、安全保障例外の濫用をまねき、世界貿易を委縮させる懸念がある。

### <最近の動き>

米国は、2017 年 4 月、輸入鉄鋼および輸入アルミについて、232 条調査を開始した。調査開始の背景として、外国政府による補助金、その他不公正な措置による過剰供給構造が生じた結果、米国市場および世界市場が歪曲し、米国国内産業が損害を受けている旨が指摘された。また、アンチ・ダンピング税や相殺関税措置では、かかる不公正な輸入品に対抗できず、過剰供給構造問題も解決に至っていないとし、232 条調査に踏み切ったともされた。

2018 年 1 月、ロス商務長官は、大統領に各調査の報告書を提出した (2 月公表)。商務長官は、同報告書で、輸入鉄鋼および輸入アルミのいずれについても国家安全保障上の脅威があると認定し、大統領がとるべき輸入制限措置として追加関税、数量割当、またはその組み合わせを勧告している。

かかる調査報告を受け、2018 年 3 月、トランプ大統領は、輸入鉄鋼には 25%、輸入アルミには 10% の追加関税を賦課することを決定し、カナダ及びメキシコについては当面関税対象外としたほか、その他の国についても、「当該国からの輸入が米国の安全保障を脅かすことがないよう確保する代替手段を合意できれば」関税を変更または撤廃する余地を残した (国別除外)。さらに、米国内で十分に生産できない製品、安全保障上の考慮を要する製品については、米国企業の申請により、除外されうるとした (製品除外)。

鉄鋼、アルミに対する追加関税は、2018 年 3 月 23 日から賦課されることとなったが、カナダ、メキシコに加え、オーストラリア、アルゼンチン、韓国、ブラジル、EU の 7 개국・地域については、関税賦課が 5 月 1 日まで一時的に延期された。そのうち、韓国については、3 月 26 日、安全保障の脅威とならない旨確保する代替手段として、韓国産鉄鋼材の対米輸出について、

2015 年から 2017 年の年間平均輸出量の 70% の製品特定割当を設定することを条件に、鉄鋼に対する追加関税賦課からの恒久的除外が発表されている。WTO 協定上、輸出自主規制をとろうとすることも、とることも禁止されている (セーフガード協定 11 条)。上記割当がどのように運用されるのか、注視が必要である。

EU、中国、インド、ロシア、トルコは、米国の措置は実質的にはセーフガード措置に該当するとして、セーフガード協定に基づく対抗措置 (リバランス措置) を見据え、補償協議を要請するなどしている。これに対し、米国は、232 条措置は安全保障に基づく措置であり、セーフガード措置ではない、と反論している。

我が国からの鉄鋼やアルミの輸入は、米国の安全保障に悪影響を与えることはないとして、我が国は、米国に対し、累次にわたり懸念を伝え、除外を求めて働きかけを行っている。また、米国の 232 条に基づく措置は、単に米国の市場を閉ざすのみならず、世界の鉄鋼及びアルミニウム市場を混乱させ、多角的貿易システム全体に大きな悪影響を及ぼしかねない。我が国は、産業への影響を極力回避するよう多様なレベルで働きかけを行っている。

## (3) スペシャル 301 条 (1988 年包括通商競争力法第 1303 条によって改正された 1974 年通商法 182 条)

### <措置の概要>

スペシャル 301 条は、1988 年包括通商競争力法 (Omnibus Foreign Trade and Competitiveness Act of 1988) 第 1303 条により 1974 年通商法 182 条が改正されて導入されたプロセスである。現在、USTR は、1974 年通商法 182 条に基づき、貿易障壁年次報告書 (annual National Trade Estimate Report) の提出後 30 日以内に提出する報告書において、知的財産の十分かつ効果的な保護を否定する国、又は知的財産に依拠した米国人の公正かつ公平な市場アクセスを否定する国を「優先国」 (priority foreign countries) として特定することとされている。USTR は、当該特定から 30 日以内に調査及び当該「優先国」との協議を開始し (1974 年通商法 302 条 (b) (2) (A)、303 条)、紛争解決手続終了から 30 日以内又は調査開始から 6 か月以内に対抗措置の原因となる行為等の存否及び採るべき措置の内容を決定しなければならない (304 条

(a) (3)。

USTR は、スペシャル 301 条のプロセスを促進するため、優先監視リスト (Priority Watch List) 及び監視リスト (Watch List) を作成している。

#### <国際ルール上の問題点>

1974 年通商法 301 条に関する手続と同様の懸念がある。

#### <最近の動き>

2017 年 4 月に USTR より公表された「2017 年スペシャル 301 条報告書」 (2017 Special 301 Report) は、アルジェリア、アルゼンチン、チリ、中国、インド、インドネシア、クウェート、ロシア、タイ、ウクライナ、ベネズエラの 11 カ国を「優先監視国」として掲載し、その他 23 カ国を「監視国」として掲載している。

## (4) 再輸出管理制度

2016 年版不公正貿易報告書 156-157 頁参照。

## その他

### 酒類容器の容量規制

#### <措置の概要、懸念点>

米国で流通可能な蒸留酒の容器容量は、1,750ml、1,000ml、750ml、500ml 等に限定されているため、我が国で伝統的に使用されている一升瓶 (1,800ml) や四合瓶 (720ml) 等での蒸留酒の輸出が不可能であり、輸出の大きな障壁となっている。

本件については、TPP でも、米国財務省が、日本の酒類業界からの嘆願書を受領次第、蒸留酒の容器容量規制改正案を公表し、パブリックコメントを経て、これを実現させるための手続に着手することを約束する文書が交換されている。

#### <最近の動き>

2017 年 11 月の日米首脳会談において、米側は、蒸留酒の容器容量に係る規制を改正することを検討していることを確認した。